

# 鈴鹿カンツリークラブ 利用約款

## 第1条 (約款の適用)

当ゴルフ場を利用される方(会員・非会員を問わず)は、鈴鹿カンツリークラブ規約、及び利用規則による外、本約款に従ってご利用頂きます。

## 第2条 (利用契約の成立)

当ゴルフ場においてプレーしようとする方は、当日フロントにおいてスタート時刻を確認のうえ、所定の用紙に署名して下さい。署名により当クラブは利用約款に基づき署名者の施設利用をお引受けすることになります。

尚、当クラブ会員は同伴又は紹介されるゲストに、この利用約款の内容を事前に詳しく教えておいて下さい。

## 第3条 (利用引受の拒絶)

当ゴルフ場は次の場合には利用をお断りすることがあります。

1. 満員でスタート時間に余裕がないとき
2. ゲストについてはメンバー同伴又は紹介等がないとき
3. 天災、降雪、雷雲、その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき
4. 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなすおそれがあると認められるとき
5. 暴力団員又は集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等を行なうおそれのある者。又、施設利用者がその事情を知らながら暴力団員を同伴し、又は暴力団員を紹介して施設を利用させた者
6. その他の理由により当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき

## 第4条 (利用の申込み、予約金、違約金等)

当ゴルフ場ご利用の申込み、予約金、違約金等の取扱いについては、当ゴルフ場の定めるところに従って頂きます。

## 第5条 (休場日、開場時間)

当ゴルフ場の各施設の休場日と開場時間は、当ゴルフ場の定めるところによります。ただし臨時的に変更することがあります。

## 第6条 (利用継続の拒絶)

当ゴルフ場は次の場合には利用の継続をお断りすることがあります。

1. 公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為があったとき
2. 当ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとき
3. 天災、降雪、雷雲、その他やむを得ない事情により施設の利用ができないとき
4. その他鈴鹿カンツリークラブ規約及び本約款に違反したとき

## 第7条 (金銭、高価品の取扱い)

金銭、その他高価品については貴重品ロッカー又はフロントにお預け頂かない限り責任を負いません。

尚、貴重品ロッカーの鍵及び貴重品袋控証の紛失による盗難事故については責任を負いません。

## 第8条 (携帯品、自動車)

携帯品及び駐車場等に駐車中の自動車等について盗難、毀損等事故が生じた場合も当クラブはその責任を負いません。

尚、携帯品のお忘れもの、遺失物の処置は法令にもとづいて取り扱いさせていただきます。

## 第9条 (ロッカー、貴重品ロッカーの鍵)

ロッカー及び貴重品ロッカーの鍵は当ゴルフ場ではお預りいたしません。鍵の紛失又は共用、その他代理人利用に起因する事故が発生した場合は責任を負いません。

尚、鍵の紛失については、保証金として実費受けたまわります。

## 第10条 (プレーヤーの危険防止責任とエチケット、マナーの厳守)

ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット、マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の責任でプレーして頂きます。

## 第11条 (素振り)

素振りは前後左右を特に注意し、事故のないように行って下さい。尚、スタートされる組以外はティグランドに入らないで下さい。

## 第12条 (飛距離の確認)

先行組に対しては、後続組の打者はキャディのアドバイスの如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して先行

組に打ち込まないよう打球して下さい。

## 第13条 (フォアキャディの合図)

フォアキャディの合図は、先行組が通常第二打を打ち終り、通常の飛距離外に前進したと判断されるとき合図でありますから、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球して下さい。

## 第14条 (打者の前方に出ないこと)

同伴プレーヤーは打者の前方には絶対に出ないで下さい。

## 第15条 (隣接ホールへの打込み)

隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球して下さい。隣接ホールに打込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけて打球して下さい。

## 第16条 (退避および退避所)

後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは後続組の打者が打ち終るまで安全な場所に退避して下さい。退避所の設けてあるホールでは後続組が打ち終るまで必ず退避所内に退避して下さい。

## 第17条 (ホールアウト後の退去)

ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを去り後続組の打球に対し安全な場所を通り次のホールへ進んで下さい。

## 第18条 (雷雲、雷鳴があった場合)

雷鳴があった場合は直ちにプレーを中止し退避所等安全な場所に退避して下さい。

## 第19条 (火気使用の禁止)

コース内やクラブハウス内の火気使用は所定の場所以外は厳禁します。マッチの燃えがら、煙草の吸いがらは必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。灰皿のない場所は禁煙です。

## 第20条 (違背の場合の責任)

利用者が第10条、第11条、第12条、第13条および第15条に違背し、第三者に傷害等の事故を発生させた場合、第10条、第11条、第14条、第16条、第17条および第18条に違背し、自ら傷害等の被害を受けた場合は当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

## 第21条 (プレー終了後のクラブ確認)

利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し間違いがないか慎重に確認して、ご署名下さい。署名後はクラブ不足、瑕疵等について、当ゴルフ場は責任を負いません。

## 第22条 (プレー終了後のバック引渡し)

バックの引渡しは、所定の場所において、お名前をご確認のうえ、お持ち帰り下さい。

## 第23条 (施設に損害を与えた場合)

利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を支払って頂きます。

## 第24条 (施設内への持込品)

施設内に下記のものを持ち込むことをお断りいたします。

1. 動物のペット類
2. 著しく悪臭を放つもの
3. 鉄砲、刀剣類及び毒物類
4. 発火、爆発のおそれのあるもの
5. 騒音を発するもの

## 第25条 (行為の禁止)

施設内で下記の行為はお断りいたします。

1. とばく、その他風紀をみだす行為
2. 物品販売、宣伝広告等の行為
3. 利用者以外のコース内の立入り
4. 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為
5. 下駄、サンダル履、下着等での入場
6. 泥酔の方、伝染病のおそれがある方、感染のおそれがあるヒフ病をお持ちの方、イレズミをされた方のご入浴  
但し第2項、第3項について特に許可した場合を除きます。

以上

# 乗用カート利用約款(準則)

平成10年4月1日制定

## 第1章 総則

### 第1条 (本約款の目的)

この約款は、本クラブの乗用カート(以下「カート」と称します)の利用に関する基準を定め、もって、施設利用者及び施設就業者等の安全、並びに施設の保全を図り、かつ施設利用の充実を期することを目的とします。

### 第2条 (本基準の遵守)

カートの運転者(以下「運転者」と称します)及び当該カートの同乗者(以下「同乗者」と称し、運転者及び同乗者を総称して「利用者」と称します)は、カート利用に関し、この約款を遵守する義務を負います。

### 第3条 (運転等の制限)

カートは、ゴルフ場施設外で、利用運行することができません。

### 第4条 (運転者の資格)

- 1 運転者は、運転免許を有する方に限ります。
- 2 次の事由のある方は、運転者となることができません。
  - (1) 運転免許に条件が付されている場合に、当該条件を満たしていない方。
  - (2) 酩酊、その他の事由により、正常な運転が困難な方。
  - (3) 免許停止・紛失等により前項にかかる運転免許資格を所有していない方。

### 第5条 (利用の申込)

- 1 本クラブのカートを利用しようとする方は、予め、運転者を定めたうえで、当該運転者が所定のカート利用申込書を所定窓口へ提出することによって、カート利用の申込をして下さい。
- 2 利用者が、複数の運転者を定めた場合には、当該運転者は、必ず、運行責任者(以下「リーダー」と称します)を指名のうえ、その全員により、カート利用の申込をして下さい。
- 3 カート利用申込書は、所定の申込書用紙に所定事項を記入のうえ、運転者が署名(自著)して下さい。
- 4 カート利用の申込手続きは、カート利用申込書が受理されることによって、その効力を生じます。
- 5 カート利用の申込手続きは、この約款に特別の定めがある場合を除き、当該申込にかかる施設利用日に限って、その効力を保持します。

### 第6条 (運行責任者)

- 1 運転者が複数の場合のカートの運転担当及び運転の交替に関する事項は、リーダーの責任において、これを行って下さい。
- 2 カートの移動又は停止、同乗者の乗降、その他のカート運行に関する事項は、係員が特に指示した事項を除き、運転者(運転者が複数の場合は運転担当者・以下同様)の責任において、これを行って下さい。

## 第2章 注意事項

### 第7条 (係員及び運行責任者の指示)

- 1 利用者は、カートの運行に関し、係員が指示した事項に関しては、当該係員に従って下さい。
- 2 利用者は、カートの運行に関し、運行責任者(リーダー又は運転者)の権限に属する事項に関しては、当該運行責任者の指示に従って下さい。

### 第8条 (安全運転義務)

運転者は、カートの運行に際し、当該カートの装置を確実に操作して、周囲の状況に応じ、他の人身に対する危害、あるいは施設に対する損害を及ぼさないような速度と方法により、当該カートを運転して下さい。

### 第9条 (走行場所)

- 1 カートは、已むを得ない事情がある場合のほかは、所定のカート用通路以外の場所で走行させないで下さい。
- 2 カートを、已むを得ない事情により、所定のカート用通路以外の場所で走行させる場合には、他の利用者を、カートに同乗させないで下さい。

### 第10条 (運転中の注意)

- 1 運転者は、カートの運転に際しては、次の事項を遵守して下さい。
  - (1) 走行開始の際の注意事項

- (イ) カートの選定及び運転の開始は、必ず係員の指示に従って、行って下さい。
- (ロ) 運転の開始に際しては、他の利用者の乗車に先立って、必ずブレーキ、その他の装置が正常に作動することを確認して下さい。
- (ハ) 発進は、必ず他の利用者が着座したことを確認したうえで、行って下さい。

### (2) 走行の際の注意事項

- (イ) カート用通路の走行に関し、走行方法等(走行方向・走行速度・一旦停止等)の標示があるときは、これに従って、運転して下さい。
  - (ロ) 起伏ある場所・上下勾配の場所・曲折した場所・付近に転落等の危険を伴う場所(橋を渡る時等)を通行する場合には、予め、減速のうえ、低速で走行し、かつ必要に応じて、他の利用者へ声を掛けるなどして、注意を促して下さい。
- (3) 停車等の際の注意事項
    - (イ) カートは、斜面その他の不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性のある場所には、停車又は駐車させないで下さい。
    - (ロ) カートを離れるときは、必ず他の利用者の降車を確認のうえ、駐車装置(パーキングブレーキ)を確実にかけて下さい。

- 2 運転者は、カートの運転に関しては、前項に定めるほか、カート用通路を道路とみなして、道路交通法に定める運転方法及び運行方法に準拠して、これを行って下さい。

### 第11条 (同乗者等の注意事項)

運転者以外の利用者は、カートの利用に際し、次の事項を遵守して下さい。

- (1) カートの走行用装置(電源・駆動・ハンドル・停止・駐車装置等)には、手を触れないで下さい。
- (2) カートが発進する際、あるいはカートが起伏ある場所・上下勾配の場所・曲折した場所・付近に転落等の危険を伴う場所(橋を渡る時等)を走行する際は、必ずカートの把持部分(アームレスト・アシストグリップ等)に掴まって下さい。橋を渡る時は、車幅より身体がはみ出さないよう、鉄柵に充分気を付けて下さい。
- (3) カートの走行中は、カートから身体・衣服・用具等がはみ出さないよう留意して下さい。
- (4) カートへの乗車は、カートの定員を守って下さい。

## 第3章 その他

### 第12条 (利用の中止等)

- 1 利用者に、次の事由がある場合には、事情に従い、当該利用者につき、運転を禁止し、カート利用を中止し、あるいは施設利用を中止して頂くことがあります。
  - (1) 運転者に運転者の資格のないことが判明したとき。
  - (2) 利用者に、この約款あるいは会則その他の規定に反する行為があったとき。
- 2 前項の事由にかかるカートの他の利用者についても、事情に従い、前項の禁止ないし中止措置をとらせて頂くことがあります。

### 第13条 (事故の場合の責任等)

- 1 運転者は、カートの運行に関し、故意又は過失により、人身に危害を及ぼし、あるいは施設(カート、その他の施設内の物品を含む)に損傷を及ぼす事故(以下「カート事故」という)を生じた場合には、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償して頂きます。
- 2 運転者以外の利用者は、故意又は過失により、カート事故を生じ又はカート事故を誘発した場合には、当該カート事故の態様に応じ、運転者と連帯して、あるいは単独にて、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償して頂きます。
- 3 運転者以外の利用者が、カート事故の被害者となった場合において、当該利用者に、この約款に反する行為があった場合には、事情に従い、その損害賠償請求の全部又は一部が、過失相殺により、免責されることがあります。

### 第14条 (本約款の改定)

- 1 この約款は、必要に応じ、クラブ理事会の承認を経て、改定することがあります。
- 2 この約款の改定は、クラブ施設内に、1か月以上の期間、改定事項を掲示することによって、公示します。
- 3 この約款の改定の効力は、前項の公示を開始したときに、その効力を生じます。



# Suzuka Country Club

## 利用規則

当ゴルフ場では、お客様に安全かつ快適にご利用いただくため次の通り利用規則を定めておりますのでお守りくださるようお願い致します。

この規則で定められた事項をお守り願えないときは、ゴルフ場のご利用をお断り申し上げ、かつ責任をおとりいただきます。

記

### 保安上お守りいただきたい事項

1. プレー中にクラブや打球等により、他のプレーヤー及び同伴キャディーに損傷を与えた場合は、いかなる理由があろうともそのプレーヤー自身の責任となります。
2. 先行組に対しては、後続組の打者は自己の飛距離外にいることを確かめて打球して下さい。この場合キャディーはお客様にアドバイスをすることがありますが、これはあくまで参考に止め、打者は自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないようにプレーして下さい。
3. ホール・アウトした場合は、直ちに後続組の打球に対し安全な場所に退避して下さい。
4. ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケツト、マナーを守りキャディーのアドバイスの如何にかかわらず自己の責任でプレーして下さい。
5. 退避所の設けてあるホールでは、後続組が打ち終るまで必ず退避所内に退避して下さい。
6. 雷鳴があった場合は直ちにプレーを中止し退避所等安全な場所に退避して下さい。
7. 利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を支払って頂きます。
8. 駐車場内での事故及び盗難につきましては、一切責任を負いません。
9. お車でお越しのお客様は、駐車の際には必ず駐車場をご利用下さい。  
管理道路及び玄関前の駐車はご遠慮ください。ゴルフ場敷地内への車の乗り入れはお断りいたします。

### おやめいただきたい行為

1. ゴルフ場内に他のお客様の迷惑になるようなものを持ち込まないで下さい。  
イ) 動物・鳥類（ペット類）  
ロ) 著しく悪臭を発するもの。

裏面に続く

ハ) 火薬や揮発油など発火あるいは引火しやすいもの。

ニ) 法において所持を許可されていない銃刀剣類。

2. 下駄・サンダル履・下着等でのご入場はご遠慮下さい。
3. ゴルフ場内で、とばくや風紀・治安を乱すような行為、他のお客様の迷惑になるような行動はとらないで下さい。
4. 泥酔の方、伝染病のおそれがある方、感染のおそれがあるヒフ病をお持ちの方、イレズミをされた方のご入浴は固くお断り致します。
5. 当ゴルフ場の許可なくゴルフ場を営業行為などの目的に利用しないで下さい。
6. プレーヤー以外の方は許可なくコース内に立入らないで下さい。
7. 許可なく広告宣伝物を配布したり、物品の販売をしないで下さい。
8. 許可なく写真撮影・録音などしないで下さい。
9. 当ゴルフ場内での施設・備品を所定の場所・用途以外にご使用にならないで下さい。

### 火災予防上お守りいただきたい事項

1. 煙草の吸いがらは必ず所定の場所に入れていただくか、キャディーにお渡し下さい。
2. ティーグラウンド以外での喫煙はご遠慮下さい。

### 貴重品のお取扱いについて

1. ゴルフ場内での盗難事故防止の為、現金・貴重品などはフロント又は、貴重品ロッカーに必ずお預け下さい。左記の手続きをとられないで現金・貴重品などの滅失・紛失・毀損・盗難などによって生じた損害については賠償いたしかねますのでご承知下さい。
2. お忘れ物、遺失物の処置は法令にもとづいて取扱わせていただきます。

### スタートについて

1. スタートの30分前までには必ずご来場ください。遅刻した場合はプレー出来ないこともございます。
2. スタートの組合せは1組(4名)のハンディキャップの合計がなるべく90以内としてください。
3. プレーヤーはすべての人の為に迅速にプレーしなければならない(ゴルフ規則第1章エチケットより)。
4. 当ゴルフ場は、円滑なプレー、危険防止、快適なプレーを目的としてローカルルールを設定しておりますので必ずお守りください。

以上